

事務連絡  
令和2年7月16日

各都道府県スポーツ担当課  
各都道府県教育委員会スポーツ担当課  
各指定都市教育委員会スポーツ担当課  
関係各国公立大学担当課 御中  
関係各国公立高等専門学校担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体担当課

スポーツ庁健康スポーツ課

#### 遊泳中の事故防止に関する安全啓発について

平素よりスポーツ庁の取組に対しまして御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

水泳等の事故防止につきましては、「水泳等の事故防止について（通知）」（令和2年4月28日）のとおり周知させていただいておりましたが、別紙のとおり海上保安庁より、遊泳中の事故防止に関する知識の習得を目的とした安全啓発動画を作成されたので、学校等に広く活用するよう依頼があったところです。

各学校等において水泳等の事故防止に取り組む際に、当該動画を活用することで、より円滑な安全啓発の実施につながることを期待されます。

つきましては、これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課及び管内の市区町村及び市区町村教育委員会に周知していただくようお願いいたします。

（参考）

政府インターネットテレビ「海のプロにきく”遊泳時4つの心得”」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg20942.html>

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課スポーツ安全係  
電話：03-5253-4111（内線 3939）